保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、境町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

保険料は基準額をもとに決まります

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくならないよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

基準額の決まり方

町で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分23% ÷ 町に住む65歳以上の方の人数

＝ 境町の保険料の **基準額 69,600円**（年額）

この基準額をもとに、所得によって9段階に分かれます。

あなたの介護保険料は？

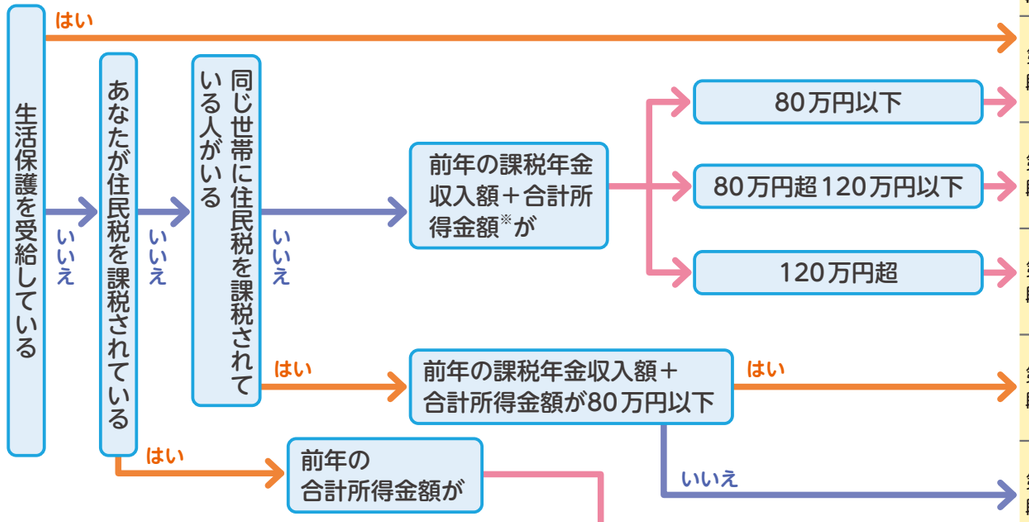

※**合計所得金額**　「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

●税制の改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられましたが、保険料算定等に影響はありません。

所得段階		対象となる方	保険料の調整率	保険料（月額）	保険料（年額）
第1段階	本人が住民税非課税 世帯非課税	●生活保護受給者の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.3	1,740円	20,880円
第2段階	本人が住民税非課税 世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.5	2,900円	34,800円
第3段階	本人が住民税非課税 世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.7	4,060円	48,720円
第4段階	本人が住民税非課税 世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	5,220円	62,640円
第5段階	本人が住民税非課税 世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.0	5,800円（基準額）	69,600円（基準額）
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	6,960円	83,520円
第7段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	7,540円	90,480円
第8段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	8,700円	104,400円
第9段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 × 1.7	9,860円	118,320円

●第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。

介護保険Q&A

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例
- ●8月1日が65歳の誕生日の方 ➡7月分から納めます
- ●8月2日が65歳の誕生日の方 ➡8月分から納めます

Q サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくようお願いします。